

宮崎県インバウンド周遊動向等調査事業 業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

令和7年における本県の外国人延べ宿泊者数は、令和元年比で80.1%に留まっており、全国と比較しても回復が遅れている。この要因として、都市圏からの距離や交通コストの高さに加え、県内における二次交通の利便性不足が考えられる。

本県のインバウンドは、東アジア市場に限らず多様な国からの来訪者が増えているが、その交通手段や周遊導線を十分に把握できていない状況である。また、既存の調査では、宮崎・日南エリアと高千穂エリアには一定の来訪が確認されているものの、それ以外の地域への周遊については、データが乏しい状況である。

本事業では、ビッグデータ分析やインサイト調査を行い、多様化する外国人観光客の属性や移動手段、周遊動線、各スポットの満足度を把握し、調査結果の分析等を通じて、今後の観光施策や二次交通対策等について整理を行う。

2 委託の内容

宮崎県インバウンド周遊動向等調査事業業務委託仕様書

3 委託期間

契約締結日から令和8年10月30日（金）まで（予定）

4 委託費用（委託上限額）

16,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

※ 履行までに要する全ての経費を含む。

※ 委託料の支払いは、委託業務完了後、精算払いとする。

5 参加資格要件

以下の全てを満たす者

- (1) 国又は地方公共団体との間でこの委託業務と同種、同規模以上の業務の実績を2つ以上有する者で受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該受託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (2) 共同企業体を構成して参加する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ア 共同企業体を代表する事業者を選出し、応募に関する一切の手続を当該事業者が行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員となっていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者ではない者。
- (7) 都道府県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について、特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始す

ることを誓約した者。

- (9) 政治活動及び宗教活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (10) その他、県との協議に真摯に対応し、事務処理を遅滞なく処理できること。

6 日 程

- (1) 実施公告 令和8年4月24日（金）
- (2) 参加申込期限 令和8年4月28日（火）午後5時
- (3) 質問書受付期限 令和8年4月28日（火）午後5時
- (4) 企画提案書等提出期限 令和8年5月14日（木）午後5時
- (5) 企画提案書の審査 令和8年5月15日（金）※ 書類審査
- (6) 審査結果通知 令和8年5月19日（火）頃予定

7 企画提案競技への参加申込

- (1) 提出方法 本企画提案競技に参加を希望する者は、電子メールで別紙様式1を提出すること
- (2) 提出先 本要領13（書類提出及び問合せ先）を参照
- (3) 提出期限 令和8年4月28日（火）午後5時
※ 送信後、2日以内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）に受領した旨の返信がなければ、電話により確認の連絡を行うこと。

8 質問及び回答

- (1) 提出方法 電子メールで別紙様式2を提出すること
- (2) 提出先 本要領13（書類提出及び問合せ先）を参照
- (3) 提出期限 令和8年4月28日（火）午後5時
※ 送信後、2日以内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）に受領した旨の返信がなければ、電話により確認の連絡を行うこと。
- (4) 回答方法 質問者に対して質問受付日より原則3営業日以内に回答するものとする。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、質問者を匿名化し、企画提案競技参加者全員に回答する。

9 企画書等の提出

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書等提出様式（別紙様式3）
 - ② 企画提案書（様式任意）
 - ③ 見積書（様式任意）※内訳が分かるように記載すること。
 - ④ 誓約書（別紙様式4）
 - ⑤ 法人概要書（別紙様式5）
 - ⑥ 法人概要（既存資料・パンフレットで可）
 - ⑦ 同種又は類似業務受注実績（別紙様式6）
同種又は類似業務とは、過去5年間における国や地方公共団体より受託した業務を指す。
- (2) 提出方法等
 - ① 提出方法 上記(1)の書類をデータ形式PDFファイル（書類は印刷した際にA4サイズとなるようにすること）とし、電子メールで提出すること。
 - ② 提出先 本要領13（書類提出及び問合せ先）を参照
 - ③ 提出期限 令和8年5月14日（木）午後5時まで（必着）
※ 送信後、2日以内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定

する休日を除く。)に受領した旨の返信がなければ、電話により確認の連絡を行うこと。

10 審査等

(1) 審査方法

審査委員が、申込者の提出書類により、別紙の審査基準に従って書面審査を行う。

(2) 選定方法

審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を選定する。

(3) 審査結果の通知

令和8年5月19日(火)頃(予定)に、申込者に文書で通知する。

11 契約の締結

上記の審査により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として本業務委託に関して必要な協議を行う(その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合があります。)ものとし、協議が合意に至った場合は、契約の手続きを行う。

なお、候補者との間での協議が合意に至らなかった場合は、次に順位の高い提案者を候補者として必要な協議を行う。

契約保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第101条の規定による。

12 その他留意事項

(1) 本企画提案競技及び本業務委託を通じて、法令を遵守すること。

(2) 提案にあたっては、調査や分析の手法を整理し、具体的に提案すること。また、調査・報告等のスケジュールを提案すること。

(3) 企画提案に要する一切の費用は、本企画提案に参加する者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等は返却しない。

(5) 応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

① 参加申込書等の提出以降契約締結までに、本要領中「5 参加資格要件」に定める要件の一つでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合

② 提出期限内に企画提案書の提出がなされなかった場合

③ 提出書類に虚偽の記載をした場合

④ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合

⑤ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき

⑥ その他無効とするに足る事実が明らかになった場合

(6) 契約手続きに要する費用は受託者負担とする。

(7) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。

13 書類提出及び問合せ先

宮崎県商工観光労働部観光推進課海外誘致・MICE担当

所在地：〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

E-mail:kanko-suishin@pref.miyazaki.lg.jp 電話：0985-26-7530